　○○○学校地域学校協働本部規約

（設置）

第１条　未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図るために○○○学校地域学校協働本部を設置する。団体の名称と所在地は、次のとおりとする。

名　称：○○○学校地域学校協働本部

所在地：○○○学校（横浜市○○区○○1-2-3）

（事業）

第２条　地域学校協働本部は、次の事業を行う。

(1) 地域学校協働本部会議の開催

(2) 地域学校協働活動の企画・推進

(3) 学校支援ボランティアの募集と活動の充実

(4) 学校･地域コーディネーターの配置

(5) 広報活動の実施

(6) 前各号に掲げる活動のほか、地域学校協働本部が必要と認める活動

（組織）

第３条　構成員は、学校関係者、PTA関係者、各種団体の関係者、学校･地域コーディネーター等で組織する。

（役員）

第４条　地域学校協働本部には、以下の役員を置く。

代表１名、副代表１名、会計１名、会計監査１名、地域学校協働本部委員。

（任期）

第５条　構成員の任期は、選任の日からその属する年度末までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議・組織）

第６条　地域学校協働本部に地域学校協働本部会議を置く。

２　地域学校協働本部会議は１年に１度、定期に会長が招集する。ただし、３分の１以上の委員から要請があった場合には、臨時に開催しなければならない。また、開催の必要があると会長が判断したときは、臨時に招集することができる。

地域学校協働本部会議は、以下の事項を審議、決定する。

役員の選出、予算及び決算、規約の改廃、その他重要な事項

（庶務）

第７条　地域学校協働本部の庶務は○○○学校内に置く。

（個人情報等）

第８条　地域学校協働本部の構成員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。

　（設立年月日）

第９条　この団体の設立年月日は、令和○年○月○日とする。

（その他）

第10条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は地域学校協働本部の代表者が別に定める。

附　則

この規約は、公布の日から施行し、令和○年○月○日から適用する。